

監査公表第10号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月27日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	山崎	法子

市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成29年6月30日（金）

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成28年度の経営状況は、経営改善努力により294,564,270円の純利益を計上し、7年連続で黒字決算となっている。また、「第2次市立敦賀病院中期経営計画」の見直し、改訂を行い、さらに職員の働きやすい環境づくりとして、院内保育所スペースの拡張及び定員拡大など整備充実を図っている。

また、地域の中核病院として今後も安定した経営を持続し、信頼され温もりのある医療を提供できるよう、今後より明確になる財政状況を踏まえながら、適切な執行及び健全経営に努めていただきたい。

ただし、次の事務の執行については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 医師、看護師の確保について

看護師や薬剤師については、修学資金の貸付により今後の採用がある程度見込むことは可能であるが、医師については、関連大学等の連携に頼っているところが多い。研修医をはじめ、医師、看護師の確保が厳しい中ではあるが、労働環境の改善に取り組み、地元出身者の採用を中心に医師、看護師の確保を行っていただきたい。

(2) 窓口未収金について

医療費の自己負担金に係る未収金については、経営の健全性や負担の公平性を確保する観点からも、未収金対応マニュアルに基づき、法的手続き及び徴収体制の強化工夫を図り、未収金の削減に努められたい。

(3) 院内保育について

働きやすい職場環境を確保するため、院内保育スペースの拡充及び定員の拡大を行ってもらっているが、一部設備の不十分な箇所が見受けられる。施設の充実と効率的な運営を行っていただきたい。

(4) 地域包括ケア病棟の運営について

平成26年度に設置し、平成27年度に増床された地域包括ケア病棟については、高齢化による今後の医療ニーズに対応するものであり、在宅復帰を希望される方を中心に効率的な運営を行っていただきたい。

(5) 超過勤務手当等の事務処理について

超過勤務処理簿及び実績報告書の誤った記載があり整合性が取れていないものがあつたため、実績を確認し、算出に遺漏のないよう留意していただきたい。また、財務規則等に定められた事務処理がされていない書類もあり、財務規則等を十分認識することはもとより、責任者によるチェック機能を強化し、適正な事務処理に努められたい。